

妊婦一般健康診査・超音波検査受診票交付について

浦臼町では妊婦の方の健康管理と 元気な赤ちゃん を出産していただくため、妊婦一般健康診査費用の助成受診票を14回分、超音波検査費用の助成受診票を14回分 交付しています。

対象者と受診票の交付方法

対 象 者：浦臼町に住民登録がある妊婦の方

交付方法：親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に妊婦一般健康診査受診票と超音波検査受診票を3枚ずつ交付します。その後、妊娠20週・30週頃に栄養士・保健師と妊娠経過の確認や妊娠中のお食事や生活についてお話をさせていただきます。その際に残りの受診票を交付します。

< 使用にあたっての注意 >

原則として、北海道内の医療機関で妊婦一般健康診査を受ける際、健診費用の一部を助成するものです。北海道外の医療機関での健診を希望される方は、浦臼町保健センターにお尋ね下さい。

・転入された妊婦の方へ

浦臼町に転入した妊婦の方は、前住所地で発行された受診票は使用できませんので、ご注意ください。子育て世代包括支援センターで新しい受診票を交付しますので、母子健康手帳を持参の上、お越し下さい。

・転出予定の妊婦の方へ

住民票を他市町村に異動した場合は、浦臼町の妊婦一般健康診査受診票を使用することはできません。転出予定の市町村にご確認下さい。市町村によって、受診券の発行枚数は違うようです。

・里帰り等で医療機関が変更になる妊婦の方へ

医療機関が変更になる場合、既に交付されている受診票を使って変更後の医療機関に受診すると、お手元の受診票を使用できません。事前に子育て世代包括支援センターにご連絡下さい。

妊婦一般健康診査受診票および超音波検査受診票の使用方法

妊婦一般健康診査受診時に、親子健康手帳とともに医療機関の（外来）受付に提出して下さい。医療機関によっては、すべての受診券を（外来）受付で保管してくれるところがあります。医療機関にてご確認ください。

妊婦一般健康診査・超音波検査受診票 標準受診時期と助成額

	標準受診時期	助成額	
		妊婦一般健康診査 (助産所)	超音波検査
第1回	妊娠8週前後	23,900円	5,300円
第2回	妊娠12週前後	980円 (3,080円)	
第3回	妊娠16週前後	980円	
第4回	妊娠20週前後	980円	
第5回	妊娠24週前後	4,608円	
第6回	妊娠26週前後	980円	
第7回	妊娠28週前後	980円	
第8回	妊娠30週前後	980円	
第9回	妊娠32週前後	980円	
第10回	妊娠34週前後	2,980円	
第11回	妊娠36週前後	6,340円	
第12回	妊娠37週前後	2,980円	
第13回	妊娠38週前後	2,980円	
第14回	妊娠39週前後	2,980円	

定期受診の際は毎回、妊婦一般健康診査・超音波検査受診票の計2枚を医療機関に提出して下さい。

問い合わせ先

浦臼町保健センター内
子育て世代包括支援センター（子育て支援係）
電話 69-2100